

財務 VOL.34

税務署は、どこまで知っているのか？

今年も確定申告の時期が近づいて参りました。確定申告の準備をされるうえで、**税務署が個人の所得をどの程度まで把握しているか？**というのは非常に気になることです。今回は税務署が所得を把握する手段である**支払調書**についてご説明させていただきます。

支払調書とは、所得税法・相続税法等により税務署に提出が義務づけられている書類をいい、支払種別に応じて、それぞれ記載内容が定められています。

①給与所得

法人・個人事業主ともに、給与支払者が1月末までに前年分を「給与支払報告書」として受給者居住の市区町村毎に提出します。さらに、下表の該当者への給与支払分については「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出します。

年末調整をした場合	法人役員	150万円超
	上記以外	500万円超
年末調整をしなかった場合	法人役員	50万円超
	扶養控除等申告書を提出しなかった者	50万円超
	上記以外	250万円超

②退職所得

法人の役員に対して支払った退職金は、金額に関わらず、支払者が1月末までに前年分の「退職所得の源泉徴収票」を提出します(役員以外への退職金については提出不要)。

③不動産の賃貸

法人や不動産業を営む個人(但し、個人事業者が建物の賃貸の代理や仲介を主な業務とする場合は提出義務がありません)は、**同一人に対する年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの**について「不動産の使用料等の支払調書」を提出します。権利金・礼金・更新料等も対象に含まれます。

④不動産等の売却収入

不動産の賃貸と同様に、土地や建物といった不動産や借地権等の権利等を購入し、**同一人に対する年間の支払金額の合計が100万円を超える場合は**、「不動産等の譲受の対価の支払調書」を提出します。

⑤株式等の譲渡及び配当等

株式等の譲渡や配当等の受取については、「源泉徴収があ

る特定口座」と「それ以外」で取扱いが異なります。

源泉徴収がある特定口座を通じた取引では、1年分について、株式等を譲渡した場合の銘柄・対価額・源泉徴収額等、配当等を受け取った場合の配当額・源泉徴収額等が「**特定口座年間取引報告書**」によって税務署へ提出されます。

それ以外の取引では、**株式等の譲渡の対価額が30万円を超える場合**、銘柄・対価額等を記載した「株式等の譲渡の対価等の支払調書」、**上場株式等の配当等全てと、非上場株式等のうち年間10万円を超える配当等**について、銘柄、配当額等を記載した「配当等とみなす金額に関する支払調書」を提出します。

⑥先物取引等

先物取引や外国為替証拠金取引(FX)による損益については、証券会社等の取扱業者が「先物取引に関する支払調書」を提出します。種類・決済損益・決済年月日・数量・決済時の約定価格等を記載します。

⑦海外への送金・海外からの受金

1回当たり100万円を超える海外への送金及び海外からの受金について、依頼者の氏名・住所・送受金額・送金の原因等を記載した「国外送金等調書」が税務署に提出されます。

⑧保険金と個人年金

保険契約の満期金・一時金等は、**1回の支払金額が100万円を超える場合に**、保険金額・支払保険料等を記載した「生命保険契約等の一時金の支払調書」を保険会社が税務署に提出します。また、**年金の支払金額が年間20万円を超える場合**にも、年金支払額・掛金額・源泉徴収額等を記載した「生命保険契約等の年金の支払調書」が提出されます。

⑨講演料等

原稿料、翻訳料、通訳料、脚本料、講演料、著作権使用料、印税等は**1年間の支払合計が5万円を超えると**、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」が提出されます。

⑩金地金、金貨等

平成24年1月1日以降に**金地金、金貨、プラチナを取引業者に売却する際に1回200万円を超える場合**、種類・支払金額・支払年月日等を記載した「金地金等の譲渡の対価の支払調書」を買取業者が税務署に提出します。

■ 補足

上記のように、税務署は**支払調書**によって個人の所得を把握しています。申告漏れを確認すると、税務署はまずは葉書等による通知によって納税者に自主的に修正申告をするよう促すのですが、最近では「**申告漏れの内容確認**」を口実に、いきなり「**事業所得の本格的な調査**」に踏み込んでくるケースが増えてきています。目先の「**僅少な税金逃れ**」を選択したが為に、結果として「**高い代償**」を支払う羽目になってしまった、という様なことがないようにくれぐれもご注意ください。